

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

令和3年度健全化判断比率

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	説 明
%	%	%	%	括弧内の数値は、
—	—	13.0	173.0	早期健全化基準
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)	の数値を表す。

令和3年度資金不足比率

特 別 会 計 の 区 分 及 び 名 称		資 金 不 足 比 率
法適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	水道事業会計	% —
	公共下水道事業会計	—
法非適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	卸売市場事業特別会計	—
	国民宿舎運営事業特別会計	119.5
	農業集落排水事業特別会計	—
宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	—

※経営健全化基準は20%